

オフィス・ソメヤ通信

2026年7月号 No.169

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第3瑞穂ビル 209号室
e-mail info@office-someya.jp

令和7年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表と強化

令和7年の職場における熱中症に関する厚生労働省の調査によると、死亡者の数は19人(前年比12人・約39%減)となり前年から減少しました。しかし、死傷者(死亡・休業4日以上)の数をみると、1,803人(前年比546人・約43%増)となり、統計開始以来最多となりました。

厚生労働省では、引き続き、それぞれの作業場で、令和7年6月1日より施行された労働安全衛生規則(第612条の2)に基づき、


- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③①、②の体制や手順の関係作業者への周知

を行っていただき、熱中症の重篤化の防止等のための対策を取っていただくとともに、令和8年においても、同年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえた措置などを講ずるように呼びかけています。

◆パンフレット「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう！」より抜粋

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ①「**設備、体制の整備**」を参考に準備を行った上で、
- ②「**熱中症リスクの把握**」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③「**熱中症リスクに応じた措置**」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

【厚生労働省】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001704760.pdf>
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html

「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A」を公表

令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直しが行われました。

この改正について、国税庁から、「令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A(令和8年5月)」が公表されています。

ここでは、そのQ&Aのうち「【令和8年分年末調整関係書類の記載事項】扶養控除等申告書の記載事項(Q2-1)」を紹介します。

◆令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&A(令和8年5月)／Q2-1

Q 当社では、年末調整に際し、既に提出されている扶養控除等申告書を従業員に返却し、各人が申告書に記載した事項に異動がないか、申告漏れとなっている事項がないか再度確認することになっています。

令和8年12月から扶養親族等の所得要件が改正されますが、令和8年分扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありますか。

A 令和8年分の扶養控除等申告書に記載する事項に変更はありません。

ただし、令和8年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、例えば、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した扶養控除等申告書を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を扶養控除等申告書に記載する際には、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日改正」などと記載してください。

(注)令和8年11月30日以前に支払う給与については、「源泉徴収税額表」を使用する際の「扶養親族等の数」に、この改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を含めないようご注意ください。

また、従業員は、この申告書を、原則として令和8年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができます。

☆ このQ&Aにより、令和8年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができます。

【国税庁】<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf>

外国人雇用管理指針を改正 令和8年6月14日から段階的に適用

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(令和8年1月23日決定)」などを踏まえ、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が改正され、令和8年6月14日から段階的に適用されることになりました。そのポイントをまとめたリーフレットが厚生労働省から公表されていますので、確認しておきましょう。

◆リーフレット 外国人雇用管理指針改正の主なポイント(令和8年6月14日適用分)

令和8年6月14日適用

外国人を雇用する事業主が適切な雇用管理等を行うことが重要です。

1. 同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意しましょう

短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者を雇用する事業主は「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」について、外国人労働者を含め、適用を受けることに留意が必要です。



ガイドライン

2. 外国人労働者の日本語学習支援等に努めましょう

事業主は、日本語教育の推進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人労働者及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが定められております。日本語学習について、以下のようなコンテンツがありますので、ご活用ください。

3. 外国人雇用状況届出の際に読取アプリを活用しましょう

外国人雇用状況届出を届け出る際、在留カード等の確認に当たっては、出入国在留管理庁が提供する在留カード等読取アプリケーション(※詳細裏面)を使用し、アプリで読み取った情報と、在留カード等の券面情報の記載を照合することが適切です。

なお、不法就労関連では、事業主も処罰の対象となります。

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）
※ 令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。
- ・外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒30万円以下の罰金

▶ 裏面につづく

【厚生労働省】<https://www.mhlw.go.jp/content/001707303.pdf>

編 集 後 記

W杯 2026 ブラジルVS日本の試合はご覧になりましたか？残念ながら、負けてしまいましたが、ブラジル相手に先制するとは、日本サッカーも確実にレベルアップしていますね。先制したときは、「マイアミの奇跡」が繰り返されるかも！？と期待をしましたが、やはりブラジルは強かった。さすがブラジルでした。それでも日本は「ベスト 32」。すごいです。選手の皆さん、お疲れさまでした！

さあ、2026年も残り半分です。余白ある楽しい時間を過ごしてまいりましょう。